

△議案外質疑（総合政策委員会）

◆高木真理委員 民主党・無所属の会の高木です。10分ですが、盛りだくさんかと思いますが、よろしく願います。

農のあるさいたま市の未来のためにということでお聞きしたいのですが、本市の農業についてまとめられている、こちらの百万人の「農」、今年の4月につくられているものですが、これによりまして、さいたま市の農業の担い手は70歳以上が4割、50歳以上が9割を超えるということで、担い手不足、今後も10年後を考えたときに、待たなしという危機感を覚えます。こういった事情から、議場あるいは委員会での議案外質問を含めて、各議員からの質問も相次いでいるところではありますが、改めて伺いたいと思います。

まず、担い手の問題です。

最初に伺いたいのは、今度マニフェスト工程表に落とされている中に、新規就農者を現状毎年10人であるところを、平成24年には20人にまで引き上げると書いてあります。しかし、さいたま市の農業人口の減少、つまり農業をやめていく人の数を考えると、この新規就農者の数が20人とかで間に合っていくのかという深刻な危機感があるのですが、離農者、世帯数でもよいのですが、現状を教えてください。

◎農業委員会事務局副理事 農家の戸数、世帯数ということでございますが、平成19年度の戸数5,981世帯、平成20年度が5,843世帯でございます。平成20年度、平成19年度を比較いたしまして、138戸の減少となっております。

◆高木真理委員 138戸、世帯数でこれだけ減っていて、年に10人、あるいは頑張っても20人足しても間に合わないことが大変よくわかると思います。ということで、担い手を支えていく仕組み、ランドコーディネーター、援農ボランティアというメニューをお持ちかと思いますが、具体的にはどのような活動をしているのでしょうか。

◎経済部長 まず、ランドコーディネーターのほうから御案内いたします。ランドコーディネーターは現在市内に54名の方がいらっしゃいまして、アグリ・カルチャー・

ビジネススクールという、これはさいたま市独自のスクールを開催していますが、この受講生ということで受講していただいて、一定以上の知識習得、さらに御本人の同意を得た場合、ランドコーディネーターになれるという形になります。

そこで、具体的に活動内容なのですが、例えば遊休農地の解消ということで、遊休農地で農産物を栽培したり、また農業祭などで、そこで栽培されたものを販売するといった活動もあります。新しい農業ビジネスということで、農産物を利用した加工品、例えば和菓子の芋ようかんであるとか、こういったものを既につくってございます。また、農業状況の調査として、農情報ガイドブックというガイドブックをつくり、配布しておるわけなのですが、この作成のための取材といったことも協力していただいております。またさらに、市民の農業PR、情報提供に努められているという、いわゆる農業を側面から支えるといったような視点での活動をしていただいております。

また次に、援農ボランティアでございますが、平成20年度末に38名の方が登録されておりまして、具体的には児童体験農園の手伝いであるとか、稲刈りの手伝い、また見沼グリーンセンターにおきまして、親子体験教室であるとか、そういった手伝いをしていただいておりますが、基本的には本来は農家への派遣ですとか、いわゆる農業の手伝い、そういったことが本来の趣旨でございますので、それについては検討し、進めていきたいと考えております。

◆高木真理委員 こういった側面支援をする人、援農ボランティアは直接支援を本来は目的にしているようですが、こういう活動というのも側面支援にはなると思うのですけれども、本当に耕す人の問題というのはやはりまだ大きいのだと思います。就農者はふえなくても利用集積が進めば、要は大規模化ですね、遊休農地の解消などにも、離農者が多くても追いつくのではないかと思います。担い手の利用集積についての施策と効果について伺いたいと思います。実際には利用権設定事業の強化ということなのかもしれませんが、よろしくお願いします。

◎農業委員会事務局副理事 平成20年度の利用権の設定でございますが、件数と設定面積を申し上げて御理解いただきたいと思いますが、件数にいたしまして95件、設定面積が17.4ヘクタールでございます。なお、利用権設定の種類でございますが、所有権の移転とか、貸し借り、賃貸借ですね、それと使用貸借でございます。

◆高木真理委員 それでは、次に農地の維持で伺いたいと思います。

実際、担い手が少なくなっているという問題はあるのですが、農地自体も減少して  
いっていると。この遊休農地に関しては、農業経営基盤強化促進法に基づく指導、勧  
告で改善の余地があると思いますが、この指導、勧告の数というのはどのくらいある  
でしょうか。

◎経済部長 遊休農地に対する指導の実績でございますけれども、平成 18 年度が 297  
件ございました。翌 19 年度が 203 件、昨年度 20 年度が 46 件でございます。

◆高木真理委員 初心者ながら、いろいろ農地のことに危機感を持って勉強させてい  
ただいているのですが、やはり実は農地法制の整備というのは可能なところまで、ぎ  
りぎりのところまで、いろいろな今の農業問題に立ち向かう手立てを立てているのだ  
けれども、農地を守るということに関しては、結局運用面でしり抜けになっていて、  
転用が認められる方向に行ってしまうのではないかという指摘がされていま  
す。

ちなみに皆さんに見えるようなパネルとかつくれなくて申しわけなかったのです  
が、農地転用の推移というグラフがこの本の中にあるのですけれども、全府県、全国  
的に見た場合に農作物の生産額に対する農地転用の収入、つまり土地の転用したとき  
の収入というグラフがあって、これが 100%を超えているところが結構ある。全国で  
見てですから、3大都市圏みたいな土地の高いところを見ると、転用利益というもの  
を考えたときには、農地はなくなっていても仕方がないのではないかというような  
現実があるのではないかと思うのですが、とはいっても、農振農用地というのはここ  
だけでも守っていくべき農地ではないかと思うのですが、さいたま市においては農地  
に占める農振農用地の面積というのはどのくらいでしょうか。

◎経済部長 市内の農地面積は 5,072 ヘクタールでございます。そのうち農業振興地域  
の農用地区域面積は 2,629 ヘクタールでございます、全体の 51.8%でございます。

◆高木真理委員 転用というのは運用ベースでいくと、どうしても周辺だと転用して  
もいいみたいな、ロードサイドにコンビニができるのはこれかと理解したのですが、  
転用が広がっていくと、もうここも周辺だからということで、周辺からつぶされてい

って、農地自体がなくなっていくという現実もあるようですので、ぜひ守っていただきたいと思います。相続なども含めてそういう際に、担い手がいなくなって転用されていくという危機もあるわけですが、相続税のことで改正農地法には、いろいろ新たな可能性があると思うのですが、本市農政に与える改正農地法の影響を教えてください。

◎**経済部長** 基本的に農地法が改正されまして、6月ですか、改正され、12月から施行だと思っておりますが、いわゆる全国的に見れば、大規模農業地域を抱えているといった府県並びに市町村等については、その辺の大きな影響があらうかと思っております。ただ、さいたま市におきましては、基本的に1軒当たり、農家が所有する農地面積というのは極めて少ない。そういったところからこの改正によって、いわゆる影響ということで、どれだけ大きなものがあるかということについては、正直、具体的にさほどのこと、ちょっと語弊があるかと思うのですが、影響があらうとはちょっと見えないかと思っております。

ただ、今、委員御指摘のように相続税の納税猶予制度が見直しになりまして、例えば今まで農家が御自身で持っていていらなくて、それを貸した場合、相続税の納税猶予の制度があったわけなのですが、これについては見直しがされて、貸し付けについても猶予がされると。そういった意味では後継者不足であるとか、御自身が高齢化に伴って、なかなか直接農作業ができないといった方にとってはメリットがあるのかと思っております。

◆**高木真理委員** 本市の場合はそれほど大規模な農地ではないので、影響というのはさほどではないのではというお話があったのですが、そうだとすると危険性というものも指摘されておりまして、利用権が容易に手に入るようになっているので、不動産業者でも産廃業者でも利用権を手に入れることができちゃうので、その辺のよくない転用などがされないように監視をしていただければと思います。

ということで、農業委員会にぜひ伺いたいのですが、転用許可というものは法的要件を満たしていることが必要ですけれども、適法な転用をしてきたことで、この百万人の農にもありますように、農地面積というのは大変減ってしまってきています。本当に必要な転用は仕方ありませんが、審査をぜひ厳格化していただいて、必要な農地は守っていただくという御覚悟という大変なのですが、そのところをお聞かせい

ただければと思います。

◎農業委員会事務局副理事 農業委員会の覚悟という趣旨でございますが、事務局でお答えするのはなかなか僭越なことかと思いますが、あえて申し上げさせていただきますが、これは委員おっしゃるように農地の維持という視点からのお尋ねだと思いますが、食糧供給の基盤である優良農地の確保ということから、このほど農地法等の改正が行われたわけでございますが、今後におきましても、農地法等に基づきまして適正に対応してまいりたいと考えておりますので、なにとぞよろしく御理解いただきたいと思ひます。

◆高木真理委員 ぜひ先ほどの 2,631.58 ヘクタールの農振農用地は死守するぐらいの勢いで頑張っていたいただきたいと思います。

それでは、次の売り方の可能性についてというところに移りますけれども、今回の農ビジョンの中でも地産地消でありますとか、市民との交流、そういったことを大切にすることで、売り方の可能性、これは直売にしていくと、そういういろいろな可能性も広がるし、かつ生産者にとっても中間マージンが抜かれないのでメリットがあるというようなことで、直売の可能性をさいたま市としてもいろいろ考えているところかと思ひますが、その中で、これは1点提案なのですけれども、大宮区に平成ひろばというところがございますが、ここを使って市のようなものやっているとどうか。

農水省が国の補助金でやっていたマルシェ・ジャポン・プロジェクトというのですか、これは事業仕分けで実は廃止の判定が出ておりますけれども、試みとしてはおもしろいもの、国でやる必要があるかどうかというところは別だったり、これも民の手でできるにこしたことはないことなのですが、場の設定という意味で、平成ひろばというのは市民の往来も多く、またにぎわい創出にもなり、いろいろ関心を高めてもらうのに、ここはさいたま市が地上権を持っていますので、土地は氷川神社の土地ですけれども、こういったところで直売の市をやっていくというようなことについて、いかがかということでお聞かせいただければ思ひます。

◎経済部長 本市の農業につきましては、首都圏という大消費地に隣接するこの立地性を生かしまして、多くの農産物直売所が広く市民に利用されているところでございまして、今、委員御指摘のように新鮮な農産物の直売ということは、消費者にとって

は安心して安全な農産物を提供できるといったところで、今後の本市農業の取り組みとして、大きな役割を担っていると認識しているところです。

そこで、今提案のございました大宮区にあります平成ひろばを利用した農産物の直売につきましては、御案内のように駅から近いといったところ、さらに多くの人を訪れるような大変にぎわいのある場所ということでございますので、市民のいわゆる台所機能といたしますか、そういった意味で、観光の目玉となるイベント機能も期待できると考えております。今後直売の開催につきましては、農産物の出荷体制の調整、さらに地元地域商店街の関係、あと今お話がありました地主であります氷川神社の関係であるとか、施設管理者などの関係機関と協議が必要であると認識しております。ただ、側道につきましても一方通行ということで極めて狭いところでありまして、荷おろしの関係等々についても、また考えていかななくてはならないと思います。そういう意味でその可能性について、今後研究してまいりたいと認識してございます。

◆高木真理委員 ぜひ研究していただきたいと思います。

4点目に移ります。

農業振興政策の戦略についてということなのですが、この百万人の農を読ませただけだと、とてもフルメニューだなという実感を覚えます。いろいろさいたま市にはこういう課題がある、ああいう課題があるということを出出してあって、それにはこんなことができますというメニューが大変たくさん書いてございます。多分これにあわせて補助金が交付されている事業というのもたくさんあるでしょうし、いろいろな取り組みがされる。

フルメニューであることは悪いことではないのですが、これを見ていて重点といたしますか、力点といたしますか、そういうところが見えてこない。つまりこれだけ担い手がいなくなっているということの危機感からいくと、例えばこのこととこのことだけはやって、目標、例えば農業人口はこのぐらいは維持するということですか、土地に関して、例えばもちろん転売すれば高い利益の出してしまう地価のところなので、ある程度はこの辺ぐらまでは仕方がないけれども、このぐらいの面積までは、こういうふうには耕作者を探してきてやっていくのだというような戦略が見えないというところが気になるのですが、それはこちらの読み方の問題なのかもしれないので御説明をいただければと思います。

◎**経済部長** 今、お手元にございます百万人の農の、いわゆるさいたま市農業振興ビジョンでございまして、この中に大きく農業と農地、それからいわゆる農、農コミュニティの三つの基本方針が立てられておりまして、そこに四つの施策の柱ということで、安全、安心な地産地消の推進、農業経営の支援、遊休農地の解消、農のあるまちづくりの推進を重点施策として展開してございます。農の果たす役割と申しますと、例えば基本的には農産物の生産ということがあるわけですが、安全、安心な農産物の供給に加えまして、例えば防災機能であるとか、交流レクリエーションの場であるとか、教育、学習、体験、また環境保全など、いわゆる農の持っているものは、非常に多面的機能を有していると認識してございます。

そこで、具体的な戦略ということで、御案内いたしました施策の柱の一つであります地産地消の推進といったことで、今年度、さいたま市らしい安全、安心な地産地消の推進を図っていくといったことで、現在、地産地消懇談会ということで、市民からの参加者を募集しておりまして、今年度中に意見、アイデアを話し合うワークショップの開催を予定してございます。具体的には12月から1月、3月と、今年度3回ワークショップを開催いたしまして、こういった中で市民の方々の認識を深め、さらに推進していくといったところでございます。

◆**高木真理委員** このビジョンも試行が始まったところということで、この4本の柱を中心にとということではあったのですが、まさに地産地消も、ある意味での側面支援的なところなのかと思いますが、具体的に耕していく人の問題であったりとか、まちづくりの観点からいっても、さいたま市にとってはやはりこのぐらいの農は多面的な側面からいって必要だというようなことを含めて、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。